

総合評価落札方式【標準型・簡易型】に関する 運用ガイドライン

(令和元年度版)

令和元年7月1日以降入札公告の工事に適用

令和元年7月

青森県 農林水産部

総合評価落札方式【簡易型・標準型】に関する 運用ガイドライン(令和元年度版)

目 次

1	はじめに		
1-1	背景	P.	1
1-2	本ガイドラインの目的	P.	1
2	総合評価落札方式の概要		
2-1	総合評価落札方式の特徴	P.	2
2-2	総合評価の方法	P.	3
2-2-1	総合評価の概略手順	P.	3
2-2-2	総合評価の方式	P.	3
2-2-3	加算方式	P.	3
2-2-3-1	評価点の算出方法	P.	3
2-2-3-2	落札者決定の方法	P.	4
2-2-4	総合評価落札方式の入札体系	P.	5
2-2-5	品確法に係る入札・契約方法の見直し	P.	6
3	手続の流れ		
3-1	手続の流れ(基本的な事務フロー) 1億円以上の工事	P.	7
3-2	手続の流れ(基本的な事務フロー) 1億円未満の工事	P.	9
4	実施の手順		
4-1	総合評価落札方式の選択	P.	11
4-2	対象工事の選定	P.	13
4-3	評価項目及び評価基準		
4-3-1	評価項目及び評価基準の設定	P.	15
4-3-2	価格以外の評価点、価格評価点の設定	P.	22
4-4	評価内容の担保		
4-4-1	履行の確保	P.	24
4-4-2	履行できなかった場合の措置	P.	24
4-5	入札公告手続		
4-5-1	入札公告	P.	24
4-5-2	入札説明書	P.	25
4-6	技術提案の審査と総合評価		
4-6-1	技術提案の審査	P.	26
4-6-2	総合評価及び落札者の決定	P.	26
4-6-3	中立かつ公正な審査・評価の確保	P.	26

1 はじめに

1-1 背景

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

しかし、近年公共工事に関しては、厳しい財政事情のもと、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに下請業者や労働者へのしわ寄せ等による品質低下に関する懸念が顕著となってきた。

このような背景のもと、平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が施行され、法第3条「基本理念」において、「公共工事の品質は（省略）、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と謳われており、技術的能力を有する者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素をも考慮して、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要であり、発注者の責務としてこのような方向に転換を図ることが求められている。

また、平成17年8月に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（基本方針）」においても、「契約の相手方の決定に当たっては、価格と技術提案の内容等を総合的に評価しなければならない。」と謳われており、「総合評価落札方式」の適用を基本とすることなどが示されている。

本県においても、品確法及び基本方針を踏まえつつ、青森県の実情に即した「総合評価落札方式」を平成18年度に導入し、平成21年度からは、設計額5千万円以上の工事は原則として全て総合評価落札方式で実施している。

1-2 本ガイドラインの目的

「総合評価落札方式」においては、これまでの価格だけの競争方式と異なり、技術提案等を評価するための評価項目の設定が必要となる。

また、本方式により入札契約を行う場合は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に、必要な段階で「学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」旨規定されている。

このため、本ガイドラインは、青森県農林水産部発注工事について、品確法及び基本方針に基づき、「総合評価落札方式」による円滑な入札契約を実施するための効果的・効率的な評価項目の設定の基本的な方法や、必要な実施手順を示すことを目的としている。

なお、本ガイドラインの内容は、今後とも逐次改善を図っていくものである。

2 総合評価落札方式の概要

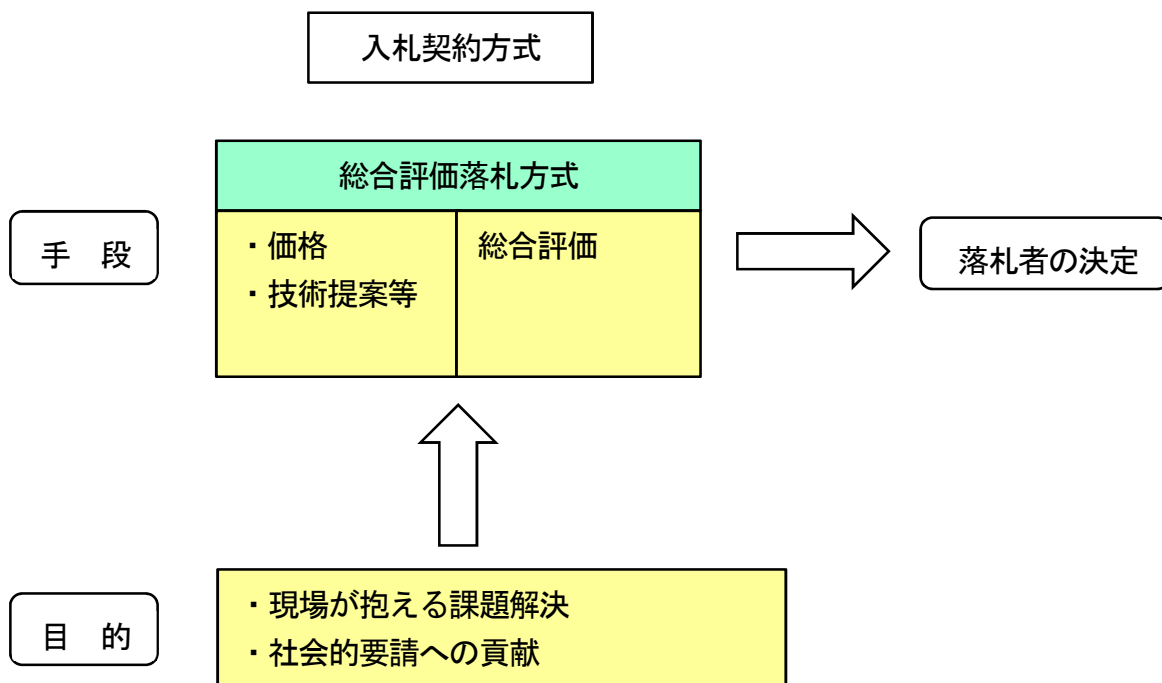
2-1 総合評価落札方式の特徴

「総合評価落札方式」は、入札者から提示された価格と技術提案の内容等について総合的に評価を行い、発注者にとって最も価値の高い申込みを行った者を落札者として選定できる入札契約方式である。

例えば、工事目的物の品質や施工に係る技術的課題の解決のほか、広く公共工事に求められる社会的要請（例えば、環境の維持、リサイクルの推進等）への貢献など、当該工事の実施を通じて価格以外の価値・サービスをいかに県民に提供できるかといったことを、ユーザーである県民の視点から追求して行くことが重要である。

この観点から、当該工事に係る技術提案のほかに、企業の有する技術力や配置予定術者の能力等を評価することも有効である。

「総合評価落札方式」の選択については、4-1（P 11）によるものとする。



2-2 総合評価の方法

2-2-1 総合評価の概略手順

本方式における入札は、おおむね次のようにして行なわれる。

- ① 「評価項目」を提示。
- ② 「技術提案」として入札者から提示された性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）の「価格以外の要素」を点数（以下「評価点」という。）で評価。
- ③ 入札者による「価格」の入札。
- ④ 技術提案として提示された性能等に対する「評価点」と、入札した「価格」との「総合評価」により落札者を決定。

2-2-2 総合評価の方式

「価格」及び「性能等」に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「性能等」各評価項目の得点と価格を基に算出する「価格評価点」との合計をもって行う「加算方式」とする。

2-2-3 加算方式

加算方式は、価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力を評価することでこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味する手法であり、具体的には、次式で示す評価値の最も大きい者を落札者とする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{価格以外の評価点}$$

必ずしも最も安い価格の入札者が落札者となるとは限らない。
したがって、評価項目の設定については検討が必要である。

2-2-3-1 評価点の算出方法

(1) 価格評価点

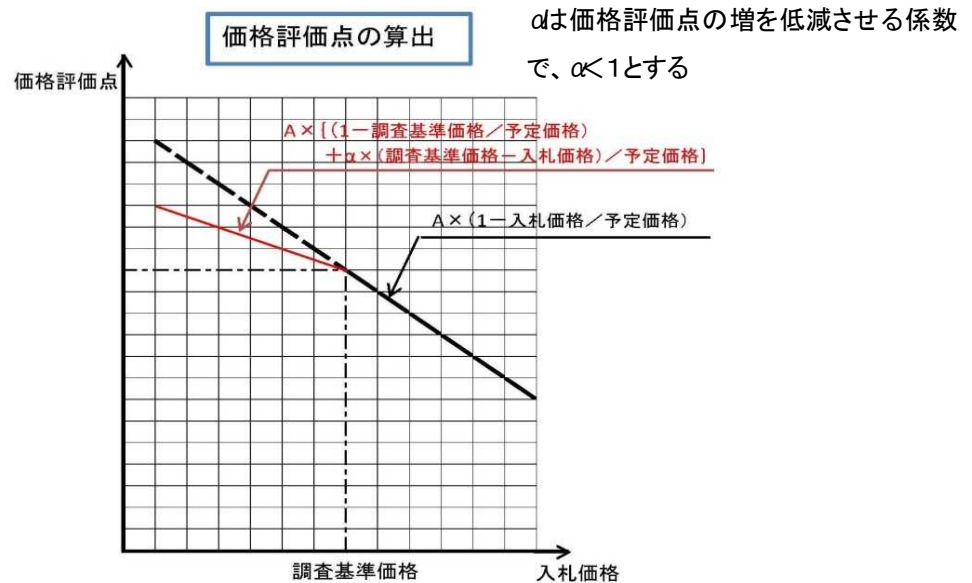
価格評価点は一般的に次式により算出する。

$$\text{価格評価点} = A \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

Aは価格評価点の満点を示す係数

この場合、入札価格が低いほど価格評価点が比例して大きくなることから低価格入札を助長する虞がある。著しい低価格入札は各種の問題点が指摘されているところであり、その抑制策として、次式のように入札価格が低入札調査の調査基準価格以下の場合には係数を乗じ、入札価格の低下に応じた価格評価点の増分を低減させる方法がある。

$$\text{価格評価点} = A \times \left\{ (1 - \text{調査基準価格} / \text{予定価格}) + \alpha \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \right\}$$



(2) 評価項目の設定

評価項目は、工事ごとの特性や周辺状況を勘案し、適切に設定するものとする。
一つの工事において評価項目を複数設定することも可能である。
評価項目の設定方法については、4-3 (P 15) によるものとする。

(3) 価格以外の評価点

評価項目ごとに評価を行い、その評価の程度に応じて評価点を与える。

$$\text{価格以外の評価点} = \sum \text{各評価項目の評価点}$$

2-2-3-2 落札者決定の方法

落札者は、次の二つの要件を満足する提案を行った者のうち、評価値の最も高い者から決定される。

《二つの要件》

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 価格以外の要素に係る提案が、すべての評価項目に関する最低限の要求要件を満たしていること。

①は、予定価格の上限拘束性を示す規定である。

②は、入札公告に定めた入札参加資格要件を満たしていること、また、施工計画等の技術提案を求めた場合は、明示した施工条件や要求要件を満たしていることを規定するものである。

2-2-4 総合評価落札方式の入札体系

総合評価落札方式は、請負工事設計額が5千万円以上の工事（低入札価格調査制度対象工事）を対象とする。

総合評価落札方式には、法令上、最低制限価格（本県では現行、指名競争入札で行う5千万円未満の工事）を適用できない。なお、現在「青森県行政改革実施計画」に基づき検討が進められている低入札価格調査制度の拡大等、入札制度の運用改善の実施に合わせ、順次拡大を図っていくものとする。

本県における総合評価落札方式には、「標準型」、「簡易型Ⅰ」、「簡易型Ⅱ」及び「高度技術提案型」があるが、「高度技術提案型」については、特殊な工事に限定されること、多様な技術提案方式があることなどから、工事内容に応じて個別に検討するものとする。

なお、「標準型」、「簡易型Ⅰ」、「簡易型Ⅱ」（詳細は、4-1参照（P11））の区分イメージは、次図「品確法に係る入札・契約方法の見直し」を参照されたい。

2-2-5 品確法に係る入札・契約方法の見直し

【 H17以前 】

入札体系	
設計金額	従来型
WTOの政府調達協定による 24.1億	一般競争入札
5億	制限付き 一般競争入札 (共同企業体)
4億	制限付き 一般競争入札 (単体)
2億	参加申込型 指名競争入札 (本庁主務課審査)
1.6億	
1億	参加申込型 指名競争入札 (地域県民局地域農林水産部)
5千万	指名競争入札
5千万未満	指名競争入札

【 導入（現行） 】

入札体系	
設計金額	従来型
WTOの政府調達協定による 22.9億	一般競争入札
5億	条件付き 一般競争入札 (共同企業体)
4億	条件付き 一般競争入札 (単体 本庁主務課審査)
2億	
1.6億	条件付き 一般競争入札 (地域県民局地域農林水産部)
1億	
5千万	指名競争入札
5千万未満	指名競争入札

【 導入（将来） 】

入札体系	
設計金額	従来型
WTOの政府調達協定による 22.9億	一般競争入札
5億	条件付き 一般競争入札 (共同企業体)
4億	条件付き 一般競争入札 (単体 本庁主務課審査)
2億	
1.6億	条件付き 一般競争入札 (地域県民局地域農林水産部)
1億	
最低制限価格の対象縮小	指名競争入札

3 手続の流れ

3-1 手続の流れ(基本的な事務フロー) 1億円以上の工事

1)

総合評価落札方式対象工事の選定及び落札者決定基準(案)作成
地域県民局地域農林水産部等(※1)

2)

対象工事の選定及び落札者決定基準の最終(案)作成
担当事業課

(必要に応じて協議)

対象工事の選定、評価基準等の確認及び助言
担当事業課

3)

総合評価審査員(学識経験者)への意見聴取
担当事業課

・公所の長等は落札者決定基準(案)に対して意見を聴く。
(落札者を決定しようとするときの意見聴取の必要性についても確認する。)【地方自治法施行令第167条10の2】
・必要に応じて、担当事業課が総合評価落札方式の制度について説明を行う。

4)

【技術審査会】
落札者決定基準の決定
窓口：担当事業課
担当事業課による案件説明

【技術審査会と指名委員会は、構成メンバー、運営方法、開催日が同じである。】

5)

【指名委員会】
農林水産部

6)

総合評価落札方式の公告
入札説明書の交付
地域県民局地域農林水産部

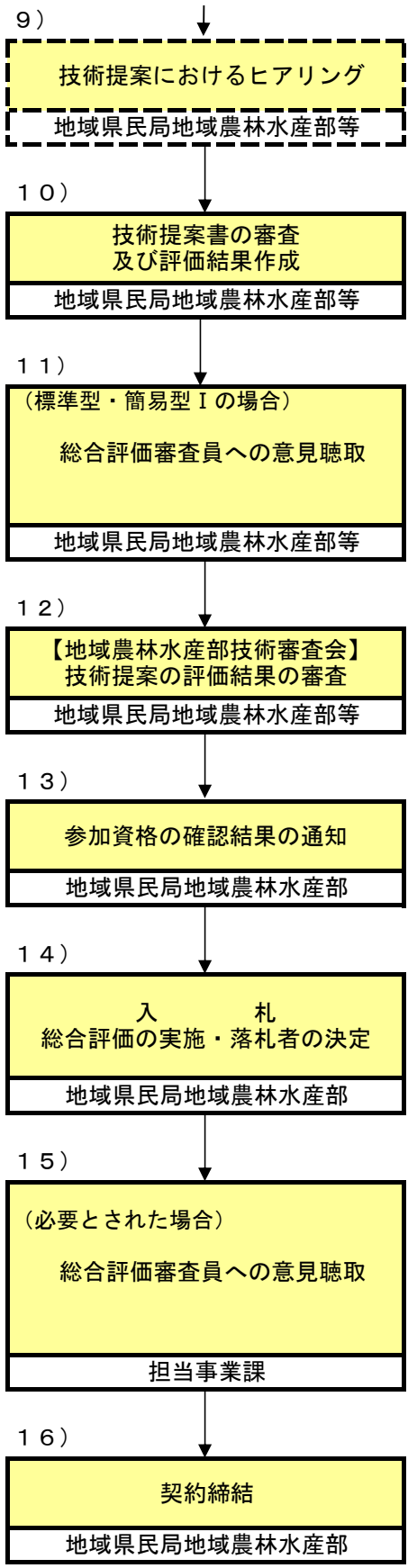
7)

企業の参加申込
(技術提案書の提出)
地域県民局地域農林水産部等

8)

資格審査
地域県民局地域農林水産部等

(※1) 「地域県民局地域農林水産部等」とは、各地域県民局の地域農林水産部及び漁港漁場整備事務所を示す。



〔標準型において、特に配置技術者の技術力を必要とする場合に、全社に対して行う。〕

〔地域県民局地域農林水産部等は技術提案の評価結果に対して意見を聴く。【青森県ルール】〕

〔落札者決定基準（案）の意見聴取時に、「落札者を決定しようとするときに改めて意見聴取が必要」とされた場合に実施する。【地方自治法施行令第167条10の2】〕

※意見聴取後、【技術審査会】を開催し落札者の決定に係る審査を行う。

3-2 手続の流れ(基本的な事務フロー)

1億円未満の工事

1)

(1億円未満かつ技術提案を求めない簡易型Ⅱ)
一括審査資料の作成
地域県民局地域農林水産部等 (※1)

※一括審査は、年度初め、四半期毎の発注見直し公表時期、補正予算等の追加時期等を想定している。

※個別審査を妨げるものではない。

2)

(1億円未満かつ技術提案を求めない簡易型Ⅱ)
総合評価審査員(学識経験者)への意見聴取(一括審査)
地域県民局地域農林水産部等

(地域県民局地域農林水産部等は落札者決定基準(案)に対して意見を聴く。
(落札者を決定しようとするときの意見聴取の必要性についても確認する。)
【地方自治法施行令第167条10の2】

3)

総合評価落札方式対象工事の選定及び落札者決定基準(案)作成
地域県民局地域農林水産部等 (※1)

↑発注設計書作成前を想定

↓発注設計書作成後を想定

(総合評価落札方式【標準型・簡易型】に関する運用ガイドラインに基づき作成)

4)

対象工事の選定及び落札者決定基準の最終(案)作成
地域県民局地域農林水産部等

(必要に応じて協議)

対象工事の選定、評価基準等の確認及び助言
担当事業課

5)

(一括審査以外の工事)
総合評価審査員(学識経験者)への意見聴取
地域県民局地域農林水産部等

(地域県民局地域農林水産部等は落札者決定基準(案)に対して意見を聴く。
(落札者を決定しようとするときの意見聴取の必要性についても確認する。)
【地方自治法施行令第167条10の2】

※一括審査後、再審査が必要な工事は、このときまでに実施すること。

6)

【地域農林水産部技術審査会】
落札者決定基準の決定
地域県民局地域農林水産部等

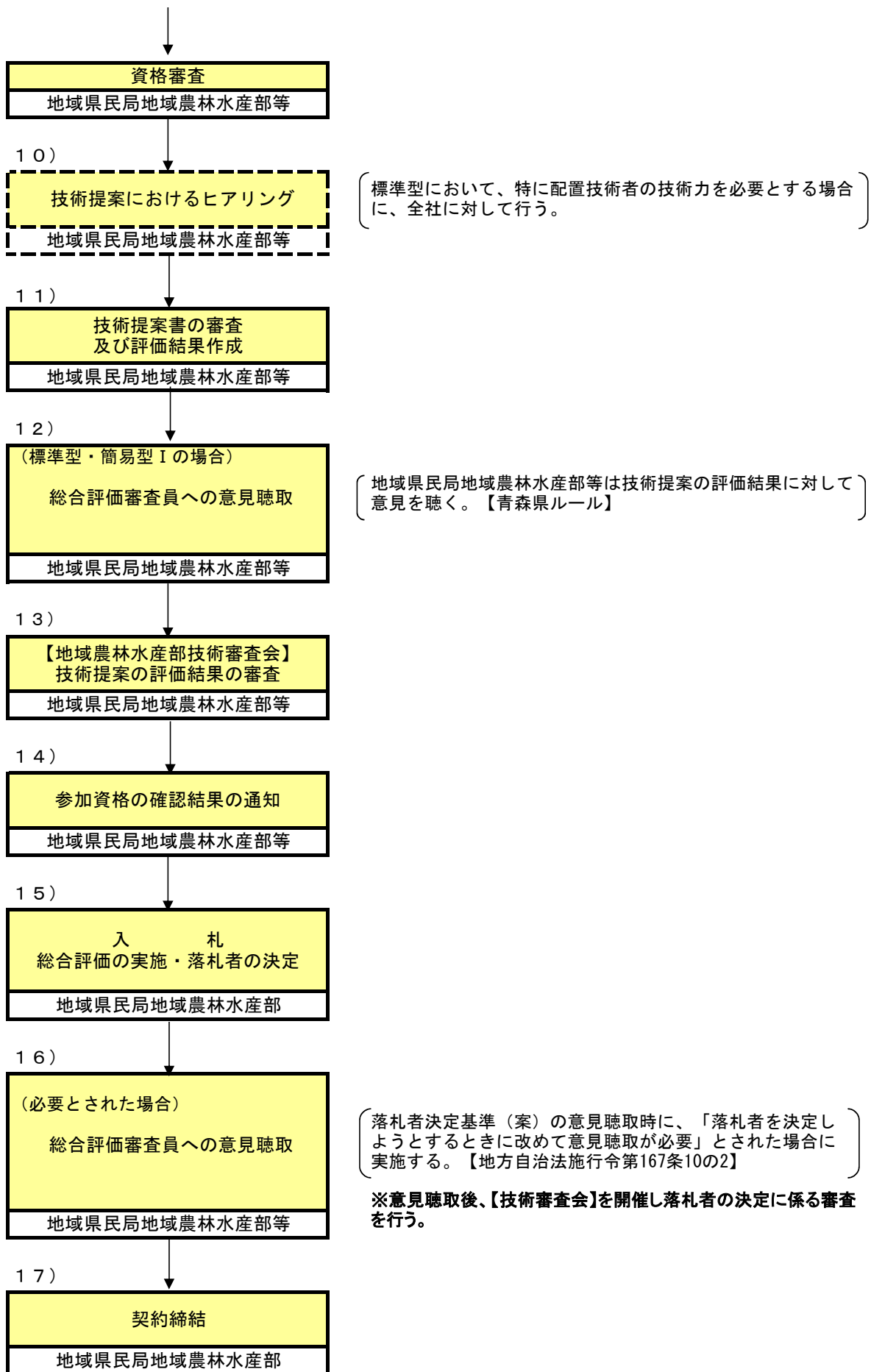
7)

総合評価落札方式の公告
入札説明書の交付
地域県民局地域農林水産部

8)

企業の参加申込
(技術提案書の提出)
地域県民局地域農林水産部等

(※1) 「地域県民局地域農林水産部等」とは、各地域県民局の地域農林水産部及び漁港漁場整備事務所を示す。



4 実施の手順

4-1 総合評価落札方式の選択

対象工事の特性（規模、技術的な工夫の余地等）に応じて、「標準型」又は「簡易型（Ⅰ・Ⅱ）」のいずれかの総合評価方式を選択する。

なお、「高度技術提案型」については、総合評価落札方式では対象としないが、工事内容（工事規模、高度技術等）に応じて必要な場合は、個別に検討する。

技術力を評価する総合評価落札方式の区分については、次ページの「工事における技術力・技術提案の評価及び活用」に示すとおりである。

（１）標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合には、工事目的物の性能・機能向上等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

（２）簡易型Ⅰ

技術的な工夫の余地が小さい工事においては、施工計画の実施手順の妥当性や安全対策、交通・環境への影響等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

（３）簡易型Ⅱ（基本型、企業実績評価型）

技術的な工夫の余地がほとんど無い工事においては、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。

なお、本県建設業において、技術者の技術力の継承・育成が重要な課題となっていることから、経験の少ない技術者の育成に資するため、簡易型Ⅱのうち、「技術者の能力」よりも「企業の施工実績」を重視することによって適正な施工が可能なごく一般的な工事については、「企業実績評価型」を適用する。

「標準型」及び「簡易型（Ⅰ・Ⅱ）」における評価内容については次のとおりである。

「標準型」と「簡易型（Ⅰ・Ⅱ）」の評価内容

評価の観点	評価の対象	標準型	簡易型Ⅰ	簡易型Ⅱ
技術力評価	企業の施工実績	●	●	●
	配置予定技術者の能力	●	●	●
	配置予定技術者の能力（ヒアリング）	▲		
	地理的条件	●	●	●
	地域貢献	●	●	●
技術提案	簡易な施工計画	●	●	
	総合的なコスト	●		
	工事目的物の性能・機能	●		
	社会的要請	●		

▲：必要に応じて

